

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（尾久ふれあい館冷暖房機圧縮機交換修繕）	№5200626
工（納）期	令和7年9月30日	
契約締結日	令和7年7月23日	
契約金額	858,000円（消費税込み）	

契約相手方	ダイキン工業株式会社 サービス本部 東日本サービス部 (法人番号：8120001059660)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

生活安全課

件 名	修繕契約 (尾久ふれあい館冷暖房機圧縮機交換修繕)
指定業者 (案)	名 称 ダイキン工業株式会社 サービス本部 東日本サービス部 所在地 東京都大田区大森西三丁目29番7号 代表者 東日本サービス部長 坂田 明彦
指定理由	本件は、尾久ふれあい館の冷暖房機 (室外機) 内の圧縮機等について、経年劣化に伴う交換修繕を行うものである。 主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 上記業者は、対象機器の不具合発生後の調査と応急補修を既に実施していることから、対象機器の状態等について最新の情報を有している。 また、当冷暖房機の製造メーカーであるため、対象機器の動作条件等について最も熟知している事業者であり、本件修繕に必要な専用部品は上記の業者のみが保有していることから、他の事業者単独での履行は困難である。 以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)